

|        |   |           |
|--------|---|-----------|
| 陳情第36号 | 受理年月日   | 平成29年6月8日 |
| 付託委員会  | 教育文化委員会   |           |
| 陳情者    | 八幡東区春の町四丁目2-22<br>北九州市生活と健康を守る会協議会<br>吉田 文弘 外3団体  |           |
| 件名     | 給付型奨学金制度の改善を求める意見書の提出等について  |           |
| 要旨     | <p>高い学費や生活費のために、学生の2人に1人が、将来の借金となる奨学金を利用しており、平均利用額は300万円に上る。このため、奨学金返済の不安を抱えながら過酷なアルバイトをせざるを得ない学生がふえている。また、学生を持つ家庭の負担も限界であり、経済的理由から進学を断念する高校生が後を絶たない。</p> <p>文部科学省は2016年12月に、2017年度から実施予定の給付型奨学金制度の案を発表した。案では、対象者は、非課税世帯で一定の成績などの条件を満たした私立大学に自宅外通学する学生と児童養護施設退所者などで、給付額は、2017年度が月額4万円、2018年度は月額2万円から4万円である。</p> <p>給付型奨学金の対象となる学生は、全国で2017年度は2,800人、2018年度は2万人であり、極めて少ない。OECD諸国の給付型奨学金受給率は、アメリカが47.6%、イギリスが48.7%などである。日本も条件を緩和して、必要な学生なら誰でも給付を受けられる制度に改善していくことが強く求められている。</p> <p>については、次のとおり措置していただきたい。</p> |           |
|        | 記   |           |
|        | 1 国に対し、給付型奨学金制度の早急な改善を求める意見書を提出すること。  |           |
|        | 2 本市独自の給付型奨学金制度の内容を改善すること。  |           |